第４０号議案

新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年６月１２日

提出者　新宿区長　　吉住　健一

新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新宿区職員の退職手当に関する条例（昭和33年新宿区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「含む。）」の次に「又は職員の死亡当時パートナーシップ関係（双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める二者間の関係をいう。）の相手方（以下「パートナーシップ関係の相手方」という。）であつた者」を加える。

第13条第8項第2号中「含む。）」を「含む。第5号において同じ。）又はパートナーシップ関係の相手方」に改め、同項第5号中「同条第2項」を「その者及びその者により生計を維持されている同居の親族又はパートナーシップ関係の相手方の移転に通常要する費用を考慮した同条第2項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

死亡者の退職手当及び失業者の退職手当の支給要件を見直し、パートナーシップ関係の相手方を配偶者と同等に取り扱うこととする必要があるため